

# 国民健康保険 国民年金 後期高齢者医療制度

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は  
**社会保険料控除の対象になります**

平成27年中に支払った国民健康保険などの保険料は、平成28年度の市・府民税申告、平成27年分の所得税の確定申告時に、全額が社会保険料控除の対象になります。

【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】

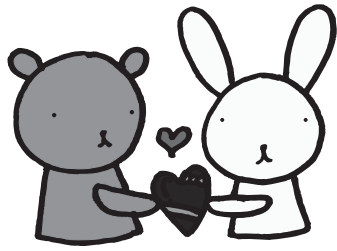
申告時に平成27年中に支払った保険料の合計金額を記入するだけで、支払金額を確認する書類の提出は不要です。  
※納付書や口座振替で納付した人には、納付済額の通知書を1月下旬に送付しています。

【国民年金保険料】

「領収証書」や国から送付されている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（昨年10月1日以降に初めて保険料を納めた人は、2月上旬に送付さ

れる同様の証明書）を申告時に提出することが義務付けられています。  
※過去の未納期間の保険料や免除・猶予されていた期間を追納（さかのぼって納付すること）した保険料、支払った家族分の保険料も控除の対象になりますので忘れずに申告しましょう。

問合せ先 国保年金課



## 平成27年度 高齢者肺炎球菌予防接種は 3月末まで

4月以降は対象者が異なりますので、平成27年度対象者で希望する人は、期間内に接種してください。

### 公費の接種期間と回数

3月末までに1回

### 対象者

●平成27年度に次の年齢になる人

65歳…昭和25年4月2日～

70歳…昭和20年4月2日～

75歳…昭和15年4月2日～

80歳…昭和10年4月2日～

85歳…昭和5年4月2日～

90歳…大正14年4月2日～

大正15年4月1日生  
95歳…大正9年4月2日～  
大正10年4月1日生  
100歳…大正4年4月2日～  
大正5年4月1日生

●接種日当日60歳～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級または相当程度の人）  
自己負担額 4,000円

●市民税非課税世帯に該当する人は、事前に保健センターへ申請してください。自己負担金免除券を発行します。がん検診などで、すでに発行されている人はその免除券が使えます。

●生活保護法による被保護世帯に該当する人は、生活福祉課で直前に発行された生活保護受給者証明書または生活保護法医療券の原本を直接指定医療機関へ提出してください。

### 注意

●自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種されます。  
●すでに23価の肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、対象となりません。  
●脾臓を摘出した人、公害認定者などは、保険などの対応とす

るか接種医と相談してください。  
問合せ先 保健センター（☎4636001 Fax4614571）  
※指定医療機関など詳しくは、昨年の広報10月号で確認してください。



## 健康マイレージの 記念品交換が

始まっています

交換期間 4月28日（土）日曜日、祝日除く午前8時45分～午後5時15分 まで  
交換場所・問合せ先  
保健センター（☎4636001）、国保年金課

